

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで

私は、基本的に口座振替により国民年金保険料を毎月納付しており、引落処理が完了しなかった場合は、市町村役場から送付されてきた納付書で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和58年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金保険料の口座振替が不能となった場合、納付書を送付していたことが確認できる上、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が国民年金保険料の口座振替に利用していた銀行名及び支店名の記載があること、及び納付日から見て口座振替によらず国民年金保険料を納付していたと考えられる期間が申立期間前後に存在していることが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたころ、「過去に納付していない期間があります。」と市役所で言われ、過去の未納期間について、3 回に分けてほぼ同額の国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続を行った時期、国民年金保険料の納付時期、納付金額について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は 3 回に分けてほぼ同額の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張していることから、市役所の国民年金被保険者名簿により確認できる昭和 53 年 4 月及び 55 年 4 月の 2 回の過年度納付以外に、第 3 回特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付した可能性も考えられるが、その場合の国民年金保険料額は、2 回の過年度納付の国民年金保険料額とは大きく異なっており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、元夫の両親が、私が 20 歳になった時に、国民年金の加入手続きを行うとともに、同居していた家族 4 人の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き、保険料の納付をしていたとされる申立人の元夫の両親は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月に申立人の元夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、46 年 5 月から 50 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 83 か月と比較的長期間である上、申立人の元夫も申立期間は未加入期間及び未納期間とされており、ほかに申立人の元夫の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 9 月まで

私は、20 歳になったころ、母親から、私の将来を考えて、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付していることを聞いた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた痕跡は無く、^{こんせき}社会保険庁及び市町村の記録によれば、申立期間は平成 15 年 5 月の資格記録追加により生じた未納期間とされており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。